平成29年6月15日 条例第19号

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下 「法」という。)第8条の規定に基づき、安来市空家等対策協議会(以下「協議 会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。
  - (1) 空家等対策計画(法第7条第1項に規定する空家等対策計画をいう。) の作成及び変更並びに実施に関すること。
  - (2) その他市長が必要と認めること。

(組織)

- 第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。
- 2 委員は、市長のほか、法第8条第2項に規定する構成員のうちから市長が委嘱 し、又は任命する者とする。
- 3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

- 第4条 協議会に会長を置く。
- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する 委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。
- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は説明させ、若しくは資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も 同様とする。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項 は、市長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に任命される委員の任期は、第3条第3項の規 定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。

附 則(令和5年12月15日条例第30号) この条例は、公布の日から施行する。